

市民経済委員会審査日程表

日時 令和 8 年 6 月 1 5 日（月）

午前 9 時 5 0 分開議

場所 第 3 ・ 4 委員会室

- 第 1 請願第 1 号 地域経済を支える小規模事業者等へのインボイス制度の影響把握を求める請願書
- 第 2 陳情第 8 号 防災行政無線をデジタル化することの陳情書
- 第 3 陳情第 1 0 号 消炎鎮痛剤や抗アレルギー薬など、薬の追加負担を行わないことを求める意見書の国への提出を求める陳情書
- 第 4 議案第 3 8 号 流山市コミュニティ・ホームの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 5 議案第 4 3 号 流山市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 6 所管事務の継続調査について

流山市コミュニティ・ホームの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 経緯

コミュニティ・ホームは、八木南地区モデルコミュニティ事業として、昭和46年に自治省のモデルコミュニティとして整備された施設です。

八木南第3コミュニティ・ホームは老朽化が顕著であったから、運動公園地区の土地区画整理事業の進捗状況を勘案しながら、令和5年度に第3コミュニティ・ホーム運営委員会と移転建て替えに係る覚書を締結、令和6年度に設計、令和7年度には移転先にて建築工事が行われ、令和8年3月23日に竣工しました。

移転に伴い、八木南第3コミュニティ・ホームの設置位置が変更となることから、条例改正を行うものです。

2 スケジュール

令和6年度 設計

令和7年度 建築工事

令和8年7月1日 移転、供用開始



写真① 新建物



写真② 旧建物

流山市コミュニティ・ホームの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

流山市コミュニティ・ホームの設置及び管理に関する条例（昭和47年条例第22号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
(名称及び位置) 第3条 コミュニティ・ホームの名称及び位置は、次のとおりとする。		(名称及び位置) 第3条 コミュニティ・ホームの名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
流山市八木南第2コミュニティ・ホーム	流山市野々下3丁目797番地	流山市八木南第2コミュニティ・ホーム	流山市野々下3丁目797番地
流山市八木南第3コミュニティ・ホーム	<u>流山市芝崎388番地の1</u>	流山市八木南第3コミュニティ・ホーム	<u>流山市芝崎373番地の3</u>

議案の概要

(1) 流山市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例の制定について

〔概要〕 本案は、経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 2 9 号）による産業競争力強化法（平成 2 5 年法律第 9 8 号）の一部改正に伴い、引用条文の整理を行うもの。

（主な内容）

ア 経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律の公布日及び施行期日

（ア）公布日 令和 8 年 6 月 5 日

（イ）条例改正に関連する施行期日 公布日から 3 月を超えない範囲内において政令で定める日

イ 引用条文の整理の例

改正前	産業競争力強化法第 2 条第 2 9 項第 1 号及び第 3 号
改正後	産業競争力強化法第 2 条第 3 2 項第 1 号及び第 3 号

ウ 施行期日 経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律附則第 1 条本文の政令で定める日（ア（イ）と同日）

流山市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例新旧対照表

令和8年第2回定例会
市民経済委員会
議案第43号 資料2

改正後	改正前
○流山市中小企業資金融資条例 昭和38年3月15日条例第7号 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 中小企業者 法第2条第1項に規定する中小企業者で、本市内に店舗、工場、事業場、営業所等を有する法人及び個人をいう。ただし、農業協同組合、農業協同組合連合会、水産業協同組合、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会については除く。 (2) 小規模企業者 法第2条第3項に規定する小規模企業者で、本市内に店舗、工場、事業場、営業所等を有する法人及び個人をいう。 (3) 創業者 産業競争力強化法(平成25年法律第98号。以下「産業強化法」という。)第2条第32項第1号及び第3号に規定する者(開始しようとする事業又は設立しようとする会社が中小企業(中小企業者の要件を満たすための事業又は会社をいう。次号において同じ。)に該当する者に限る。)をいう。 (4) 新規中小企業者 産業強化法第2条第32項第2号及び第4号に規定する者(開始しようとする事業又は設立しようとする会社が中小企業に該当する者に限る。)をいう。 (5) 運転資金 原材料、商品の購入等に要する資金をいう。 (6) 設備資金 店舗、工場等の新築及び増改築、各種機械設備の購入等に要する資金をいう。	○流山市中小企業資金融資条例 昭和38年3月15日条例第7号 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 中小企業者 法第2条第1項に規定する中小企業者で、本市内に店舗、工場、事業場、営業所等を有する法人及び個人をいう。ただし、農業協同組合、農業協同組合連合会、水産業協同組合、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会については除く。 (2) 小規模企業者 法第2条第3項に規定する小規模企業者で、本市内に店舗、工場、事業場、営業所等を有する法人及び個人をいう。 (3) 創業者 産業競争力強化法(平成25年法律第98号。以下「産業強化法」という。)第2条第29項第1号及び第3号に規定する者(開始しようとする事業又は設立しようとする会社が中小企業(中小企業者の要件を満たすための事業又は会社をいう。次号において同じ。)に該当する者に限る。)をいう。 (4) 新規中小企業者 産業強化法第2条第29項第2号及び第4号に規定する者(開始しようとする事業又は設立しようとする会社が中小企業に該当する者に限る。)をいう。 (5) 運転資金 原材料、商品の購入等に要する資金をいう。 (6) 設備資金 店舗、工場等の新築及び増改築、各種機械設備の購入等に要する資金をいう。

改正後	改正前
(7) 事業資金 中小企業者の経営に必要な運転資金及び設備資金をいう。 (8) 小口零細企業資金 小規模企業者の経営に必要な運転資金及び設備資金で、責任共有制度要綱（平成18年中小企業庁第2号）に規定する国が定める小口零細企業保証制度に該当する資金をいう。 (9) 公害防止施設資金 公害の発生を防除するための設備資金をいう。 (10) 事業転換資金 経営環境の変化に対応して、業種転換、品種転換等の事業転換を行うために必要な運転資金及び設備資金をいう。 (11) 新規大型店舗対策資金 大型店舗（大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項に規定する大規模小売店舗をいう。以下同じ。）の進出により、中小企業者が、その経営を合理化し、若しくは近代化し、又は当該大型店舗に入店するために必要な運転資金及び設備資金をいう。 (12) 創業支援資金 創業者の創業及び新規中小企業者の経営に必要な運転資金及び設備資金をいう。 (13) 特定創業支援等事業 産業強化法第2条第34項に規定する特定創業支援等事業をいう。	(7) 事業資金 中小企業者の経営に必要な運転資金及び設備資金をいう。 (8) 小口零細企業資金 小規模企業者の経営に必要な運転資金及び設備資金で、責任共有制度要綱（平成18年中小企業庁第2号）に規定する国が定める小口零細企業保証制度に該当する資金をいう。 (9) 公害防止施設資金 公害の発生を防除するための設備資金をいう。 (10) 事業転換資金 経営環境の変化に対応して、業種転換、品種転換等の事業転換を行うために必要な運転資金及び設備資金をいう。 (11) 新規大型店舗対策資金 大型店舗（大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項に規定する大規模小売店舗をいう。以下同じ。）の進出により、中小企業者が、その経営を合理化し、若しくは近代化し、又は当該大型店舗に入店するために必要な運転資金及び設備資金をいう。 (12) 創業支援資金 創業者の創業及び新規中小企業者の経営に必要な運転資金及び設備資金をいう。 (13) 特定創業支援等事業 産業強化法第2条第31項に規定する特定創業支援等事業をいう。